



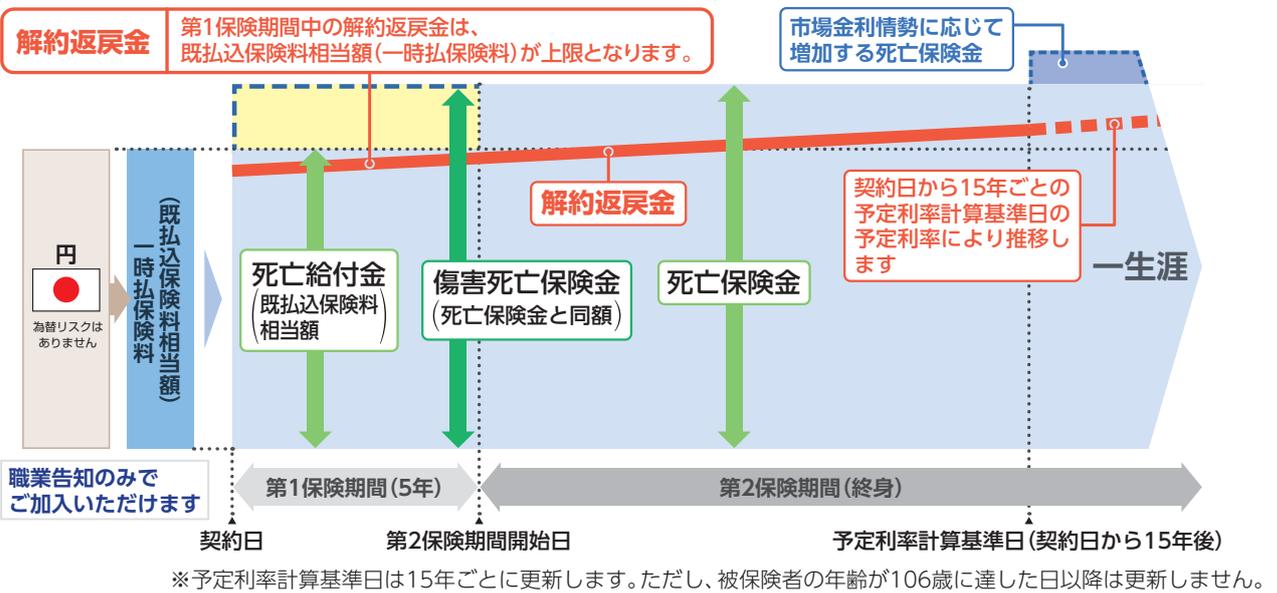
エブリバディ Everybody II

5年ごと配当付利率変動型一時払特別終身保険

円建

一生涯の「保障」と着実な「運用」2つの安心がある一時払終身保険です。

商品のしくみ
(イメージ図)



ポイント

- 5年後に保障が増加する円建の一時払終身保険です
 - 第1保険期間(契約日から5年間)の死亡給付金は既払込保険料相当額(一時払保険料)と同額ですが、第2保険期間の死亡保険金は増加します。
 - 職業告知のみでご加入いただけます。
 - ⚠ 第2保険期間の死亡保険金は、予定利率・契約年齢・性別により異なります。
- 15年間の死亡保険金・解約返戻金は契約日に確定します
 - 契約日から15年間の死亡保険金・解約返戻金は契約日に確定します。
 - 解約返戻金は、期間の経過とともに増加します。
 - ⚠ 解約返戻金は、ご契約後一定期間内は既払込保険料相当額(一時払保険料)を下回ります。
 - ⚠ 第1保険期間中の解約返戻金は、既払込保険料相当額(一時払保険料)が上限となります。
 - ⚠ 解約返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等により異なります。
- 死亡保障の増加が期待できます
 - 契約日から15年ごとに到来する予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
 - 一度増加した死亡保険金はその後減ることはありません。
 - ⚠ 最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金は増加しません。

お取り扱いの内容

契約年齢範囲	60歳～90歳(満年齢)	一時払保険料範囲	
診査・告知方法	職業告知	被保険者満年齢	一時払保険料
保険料払込方法	一時払	最低	60歳～90歳 300万円
契約者貸付	取り扱いません	最高	60歳～65歳 第2保険期間開始日の死亡保険金3億円に対応する保険料
付加できる特約	ありません		66歳～90歳 第2保険期間開始日の死亡保険金2億円に対応する保険料

商品概要

保険期間	終身	配当方式	5年ごと配当
支払事由	死亡保険金(死亡給付金)	被保険者が死亡したとき	
	傷害死亡保険金	被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡したとき	

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。



留意事項

■解約返戻金について

この商品には解約返戻金があります。保険契約が解約された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等により異なります。ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額(一時払保険料)を下回ります。また、第1保険期間(契約日から5年間)の解約返戻金は、既払込保険料相当額(一時払保険料)が上限となります。

■配当金について

配当金は、毎年決算実績を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。

ただし、決算実績によっては配当金をお支払いできないことがあります。

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。
- 本商品をご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 本商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

この資料は、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。保険商品の検討ならびにご契約の際には、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり 定款・約款」等を必ずご確認ください。

募集代理店

 **群馬銀行**

株式会社 群馬銀行
〒371-8611
群馬県前橋市元総社町194番地
電話 027-252-1111(代表)

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
フリーダイヤル 0120-453-860
(月曜～金曜9～18時/土曜9～17時、祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>